

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(条例第4条第1項の所得の額の計算方法)	(条例第4条第1項の所得の額の計算方法)
<p>第10条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(同法附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した地方税法第32条第1項に規定する総所得金額)、退職所得金額及び山林所得金額、同法付則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額</p>	<p>第10条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(同法附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した地方税法第32条第1項に規定する総所得金額)、退職所得金額及び山林所得金額、同法付則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額</p>
<p>_____、同法附則第35条第1項_____に規定する短期譲渡所得の金額</p>	<p><u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)</u>、<u>地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)</u>、<u>地方税法第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びにひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た</u></p>
<p>_____、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びにひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た</p>	<p>_____、<u>同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びにひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た</u></p>

金額)の合計から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者 _____

_____ (父及び母を除く)については、27万円(当該控除を受けた者が同条第3項 _____ に規定する寡婦 _____

_____である場合には、35万円)

た金額)の合計から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者(同法第23条第1項

第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。以下この号において同じ。)及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。)(父及び母を除く)については、27万円(当該控除を受けた者が同法第34条第3項に規定する寡婦(同法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第34条第3項に該当する者を含む。))である場合には、35万円)

(4)～(6) (略)

(条例第4条第2項の規則で定める特例)

第11条 条例第4条第2項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被害者の所得に関しては条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

～略～

別表第4(第8条関係)

扶養親族等又は 児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)があるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)1人につき150,000円をその額に

(4)～(6) (略)

(条例第4条第2項の規則で定める特例)

第11条 条例第4条第2項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被害者の所得に関しては条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

～略～

別表第4(第8条関係)

扶養親族等又は 児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。以下同じ。)又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)があるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)1人につき150,000円をその額に

加算した額)	加算した額)
(備考) 表の左側に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。	(備考) 表の左側に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。
～略～	～略～
<u>第1号様式(第12条・第17条関係)</u>	<u>第1号様式(第12条・第17条関係)</u>
<u>別紙のとおり</u>	<u>別紙のとおり</u>
～略～	～略～
	附 則
	<u>(施行期日)</u>
	1 この規則は、公布の日から施行する。
	ただし、 <u>第10条の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。</u>
	<u>(経過措置)</u>
	2 この規則による改正後の寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例
	施行規則(以下「新規則」という。)第11条、別表第4及び第1号様式の規定は、
	寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年寒川町条例第23号)
	第4条第1項各号に定める所得が平成30年以後の所得である場合について適用し、
	同項各号に定める所得が平成29年以前の所得である場合については、なお従前の例による。
	3 新規則第10条の規定は、平成31年1月1日以後に受ける医療に関する給付について適用し、
	同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

⑥ ひとり親家庭等医療費助成事業
医療証交付申請書(現況届)兼受給者台帳

①	(ふりがな)氏名	()	男女	生年月日	年 月 日生			
	住所	〒 () 電話 ()						
	職業	勤務先						
	勤務先所在地	〒 () 電話 ()						
	生活保護受給状況	受給(年月日から)・非受給	児童扶養手当の受給状況	受給(年月日から)・非受給				
②ひとり親家庭等となった理由 ア(父、母)死亡 イ離婚 ウ(父、母)障害 エ(父、母)生死不明 オ(父、母)遺棄 カ 保護命令 キ(父、母)拘禁 ク 未婚の母で父がない ケ クかどうか不明 コ 父母死亡 サ その他()								
③ 家族の状況	(ふりがな)氏名	生年月日	続柄	男女	同居別居の別	監護又は養育を始めた年月日	障害者医療の助成の有無	* 対象(受給者番号)非対象の別
	(個人番号)		申請者本人	男女			有無	(非対象)
	(個人番号)			男女	同居別居		有無	(非対象)
	(個人番号)			男女	同居別居		有無	(非対象)
	(個人番号)			男女	同居別居		有無	(非対象)
	(個人番号)			男女	同居別居		有無	(非対象)
④ 児童があるとき	氏名	障害名		* 障害確認の内容				
	(個人番号)	確認書類	手帳等の番号	等級	発行者			
	(個人番号)							
	[注] 確認書類欄は次の書類番号を記入すること 1 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 特別児童扶養手当 5 その他()							
	氏名	学校名	学校種別	課程	学年	*在学証明		
(個人番号)								
(個人番号)								

⑥ 加入医療保険の状況	保険の種類	1 国保 2 組合 3 全管 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期				
	被保険者(世帯主・組合員)氏名			申請者との続柄		
	被保険者証記号番号			保険者名	符号 名称	
	保険者所在地	〒 () 電話()				
	附加給付の有・無					
所得の状況	年分所得	⑦ 申請者	⑧ 配偶者	⑨ 扶養義務者		
	氏名					
	個人番号					
	⑩ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数)	() 人	() 人	() 人	() 人	
	⑪ 上記以外で前々年の12月31日において申請者によって生計を維持している児童	人				
	*⑫ 所得額	円	円	円	円	
	*⑬ 養育費の額	円				
	⑬の額の8割相当額	円				
	控除額	⑭ 障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の数	() 円	() 円	() 円	() 円
		⑮ 障害者、特別障害者、寡婦・寡夫(申請者が父又は母の場合は控除しない) 勤労学生の特例	() 円	() 円	() 円	() 円
⑯ 其他の控除		円	円	円	円	
⑰ 社会保険料相当額		80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	
⑱ 控除額計		円	円	円	円	
*⑲ 控除後の所得額	円	円	円	円		
所得限度額	円	円	円	円		
提出書類確認方法	世帯の状況を証する書類 [添付] 児童扶養手当証書 [添付] 公簿確認 [添付] 住民票記載事項証明書 [添付] 児童扶養手当証書 [添付] 公簿確認 [添付] 所得証明 [添付] 児童扶養手当証書 [添付] 公簿確認 [添付] 調書 [添付] 児童扶養手当証書 [添付] 公簿確認 [添付] 健康保険証 [提示] 公簿確認 [添付]					
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成事業の医療証の交付を申請します。現況を届出ます。申請にあたり高額療養費等について医療保険者と給付調整することに同意します。						
年 月 日		住所				
(宛先)寒川町長		氏名 印				

(注意)1 *の欄は記入しないでください。

(裏)

[記入上の注意]

1 ①の欄

(1)「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票（外国人は登録済証明書）に記載されているとおり記入してください。現住所と住民登録地が違うときは、現住所を（ ）書きで記入してください。

(2)「生活保護、児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。

2 ②の欄

ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。

3 ③の欄

申請者及び児童について記入してください。

4 ④の欄

児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。

5 ⑤の欄

児童が18歳に達した年の年度末以後も高等学校等に在学する場合、氏名と学校の内容を記入してください。

6 ⑥の欄

「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「全管」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校職員共済組合、「後期」は後期高齢者医療制度の略です。

7 ⑧の欄

事実上婚姻関係にある配偶者を含みます。

8 ⑨の欄

あなたと生計を同じくしている（あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

9 ⑩の欄

地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。

なお、地方税法に定める老人扶養親族があるときは、その人の数を（ ）内に再掲してください。

10 ⑪の欄

当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。

児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳未満の児童（障害者又は高等学校等に在学する場合は20歳未満の者）をいいます。

11 ⑫の欄

新規申請の場合は前々年、現況届の場合は前年の都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、長期・短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額ですが、額の記入は必要ありません。

12 ⑬の欄

申請者（父又は母に限ります）が、その監護する児童の父又は母から対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額、その内訳としてそれぞれ申請者又は児童に支払われた額とその金額の8割相当の額（1円未満四捨五入）及び合計の額としてそれぞれの8割相当額の合計額を記入する欄ですが、いずれも額の記入は必要ありません。

13 ⑭の欄

⑩の欄の控除対象配偶者、扶養親族のうち、地方税法に定める障害者及び特別障害者である人の数を記入してください。

14 ⑮の欄

該当者が地方税法に定める障害者及び特別障害者、寡婦・寡夫又は勤労学生であるときに、該当するものを○で囲んでください。

ただし、申請者が父又は母である場合には、寡婦控除、寡婦控除特別加算及び寡夫控除の額は控除しません。

15 ⑯の欄

地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けているときの控除額等を記入する欄です。

16 この申請書（現況届）に添えていただく書類は次のとおりです。

(1) あなたと児童の健康保険証

(2) 世帯の状況を証する書類

(3) 世帯全員の住民票記載事項に関する証明書（続柄表示のあるもの）

(4) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の住所地の市町村長の所得証明書

(5) 認定調書

(6) ④記入の場合確認書類、⑤記入の場合在学証明書

(7) 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書（児童扶養手当証書を提示できる方は、上記(2)～(6)の書類は必要ありません。）

(8) このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは担当の職員におたずねください。

17 この申請書（現況届）についてわからないことがありましたら、担当の職員におたずねください。

⑥ ひとり親家庭等医療費助成事業
医療証交付申請書(現況届)兼受給者台帳

①	(ふりがな)氏名	()	男女	生年月日	年 月 日生			
	住所	〒		電話 ()				
	職業		勤務先					
	勤務先所在地	〒		電話 ()				
	生活保護受給状況	受給(年 月 日から)・非受給	児童扶養手当の受給状況	受給(年 月 日から)・非受給				
②ひとり親家庭等となった理由 ア(父、母)死亡 イ 離婚 ウ(父、母)障害 エ(父、母)生死不明 オ(父、母)遺棄 カ 保護命令 キ(父、母)拘禁 ク 未婚の母で父がない ケ クかどうか不明 コ 父母死亡 サ その他()								
③ 家族の状況	(ふりがな)氏名	生年月日	続柄	男女	同居別居の別	監護又は養育を始めた年月日	障害者医療の助成の有無	* 対象(受給者番号)非対象の別
	(個人番号)		申請者本人	男女			有無	(非対象)
	(個人番号)			男女	同居別居		有無	(非対象)
	(個人番号)			男女	同居別居		有無	(非対象)
	(個人番号)			男女	同居別居		有無	(非対象)
	(個人番号)			男女	同居別居		有無	(非対象)
④ 児童があるとき	氏名	障害名	* 障害確認の内容					
	(個人番号)		確認書類	手帳等の番号	等級	発行者		
	(個人番号)							
	[注] 確認書類欄は次の書類番号を記入すること 1 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 特別児童扶養手当 5 その他()							
⑤ 歳以後児童が18歳未満	氏名	学校名	学校種別	課程	学年	*在学証明		
	(個人番号)							
	(個人番号)							

⑥ 加入医療保険の状況	保険の種類	1 国保 2 組合 3 全管 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期			
	被保険者(世帯主・組合員)氏名		申請者との続柄		
	被保険者証記号番号		保険者名	符号	名称
	保険者所在地	〒	電話()		
	附加給付の有・無				
所得の状況	年分所得	⑦ 申請者	⑧ 配偶者	⑨ 扶養義務者	
	氏名				
	個人番号				
	⑩ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数)	()人	()人	()人	()人
	⑪ 上記以外で前々年の12月31日において申請者によって生計を維持している児童				
	*⑫ 所得額	円	円	円	円
	*⑬ 養育費の額	円			
	⑬の額の8割相当額	円			
	⑭ 障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	()円	()円	()円	()円
	⑮ 障害者、特別障害者、寡婦・寡夫(申請者が父又は母の場合は控除しない) 勤労学生の特除	()円	()円	()円	()円
⑯ 社会保険料相当額	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	
⑰ 社会保険料相当額	円	円	円	円	
⑱ 控除額計	円	円	円	円	
*⑲ 控除後の所得額	円	円	円	円	
所得限度額	円	円	円	円	
提出書類確認方法	世帯の状況を証する書類 [添付] 児童扶養手当証書 [添付] 公簿確認 [] 住民票記載事項証明書 [添付] 児童扶養手当証書 [添付] 公簿確認 [] 所得証明調書 [添付] 児童扶養手当証書 [添付] 公簿確認 [] 健康保険証 [提示] 健康保険証 [提示] 公簿確認 []				
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成事業の医療証の交付を申請します。申請にあたり高額療養費等について医療保険者と給付調整することに同意します。 現況を届出ます。 年 月 日 住所 (宛先)寒川町長 氏名 印					

(注意)1 *の欄は記入しないでください。

(裏)

[記入上の注意]

1 ①の欄

(1)「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票（外国人は登録済証明書）に記載されているとおり記入してください。現住所と住民登録地が違うときは、現住所を（ ）書きで記入してください。

(2)「生活保護、児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。

2 ②の欄

ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。

3 ③の欄

申請者及び児童について記入してください。

4 ④の欄

児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。

5 ⑤の欄

児童が18歳に達した年の年度末以後も高等学校等に在学する場合、氏名と学校の内容を記入してください。

6 ⑥の欄

「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「全管」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校職員共済組合、「後期」は後期高齢者医療制度の略です。

7 ⑧の欄

事実上婚姻関係にある配偶者を含みます。

8 ⑨の欄

あなたと生計を同じくしている（あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

9 ⑩の欄

地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。

なお、地方税法に定める老人扶養親族があるときは、その人の数を（ ）内に再掲してください。

10 ⑪の欄

当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳未満の児童（障害者又は高等学校等に在学する場合は20歳未満の者）をいいます。

11 ⑫の欄

新規申請の場合は前々年、現況届の場合は前年の都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、長期・短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額ですが、額の記入は必要ありません。

12 ⑬の欄

申請者（父又は母に限ります）が、その監護する児童の父又は母から対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額、その内訳としてそれぞれ申請者又は児童に支払われた額とその金額の8割相当の額（1円未満四捨五入）及び合計の額としてそれぞれの8割相当額の合計額を記入する欄ですが、いずれも額の記入は必要ありません。

13 ⑭の欄

⑩の欄の控除対象配偶者、扶養親族のうち、地方税法に定める障害者及び特別障害者である人の数を記入してください。

14 ⑮の欄

該当者が地方税法に定める障害者及び特別障害者、寡婦・寡夫又は勤労学生であるときに、該当するものを○で囲んでください。

ただし、申請者が父又は母である場合には、寡婦控除、寡婦控除特別加算及び寡夫控除の額は控除しません。

15 ⑯の欄

地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けているときの控除額等を記入する欄です。

16 この申請書（現況届）に添えていただく書類は次のとおりです。

(1) あなたと児童の健康保険証

(2) 世帯の状況を証する書類

(3) 世帯全員の住民票記載事項に関する証明書（続柄表示のあるもの）

(4) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の住所地の市町村長の所得証明書

(5) 認定調書

(6) ④記入の場合確認書類、⑤記入の場合在学証明書

(7) 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書（児童扶養手当証書を提示できる方は、上記(2)～(6)の書類は必要ありません。）

(8) このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは担当の職員におたずねください。

17 この申請書（現況届）についてわからないことがありましたら、担当の職員におたずねください。